

現場代理人・主任技術者の兼任に係る制度の導入について

1 導入の背景

- ・ 厳しい経営環境下における施工体制の合理化要請
 - ・ 技術者等の人材不足
- ↓
- ・ 事業者の負担軽減、適切な競争入札の実施の必要性が求められている。
- ↓
- ・ 現場代理人、主任技術者の専任要件を緩和

2 現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人：工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務を代行する者

現在、現場ごとに常駐を求めている(工事請負契約約款第9条第2項)。



この常駐義務を一定の条件を満たす場合に、緩和する。

国、世田谷区、板橋区、台東区などでは、 を導入
東京都では、 のみ導入

現場代理人の常駐を要しない期間の設定

工事の全部の施工を一時中止している期間、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間などは、常駐を要しない。

現場代理人の兼任を可能とする工事の設定

つぎの要件を満たす場合、2件の工事まで兼任できることとする。

ア 練馬区が発注した工事であること。

イ 単価契約の工事または契約金額2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)未満の工事であること。

ウ 工事現場が同一の区市町村内であること。 など

ただし、つぎのいずれかに該当するときは、兼任できない。

(1) 従事中の工事において、現場代理人の常駐を求められているとき。

(2) 兼任をすることが不相当であると、発注者が認めるとき。

3 専任となる主任技術者の兼任

主任技術者：工事現場における、施工上の技術管理を担当する者

公共工事で、1件の請負金額が2,500万円(建築一式工事では、5,000万円)以上の工事を施工する場合、元請・下請にかかわらず、主任技術者はその工事現場に専任でなければならない(建設業法第26条第3項)。

建設業法施行令第27条第2項では、「密接な関係のある2つ以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる」と定められている。



この規定に基づき、今回の制度を定める。

国、東京都、板橋区、国分寺市などで導入

【兼任に当たっての主な要件】

つぎの要件を満たす場合、2件の工事まで兼任できることとする。

ア 当該建設工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる建設工事、または施工に当たり相互に調整を要する建設工事であること。

イ 兼任する他の建設工事の現場との距離が5キロメートル程度であること。

工事対象は、練馬区発注工事に限らず、国や都、他自治体等も含む。

ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、兼任できない。

- (1) 発注する建設工事が高度な技術を要する工事または施工上相当の困難を伴う建設工事であり、案件の公表時(入札時点)に、その旨を明示している場合
- (2) 兼任を認めることで適正な施工が困難になると、発注者が認める建設工事である場合

4 導入時期(予定)

平成27年9月1日から施行し、同日以降に公表開始する工事請負契約について適用する。

練馬区現場代理人の常駐義務緩和に関する工事請負契約約款第 9 条第 3 項の規定の適用に係る運用基準（案）

（趣旨）

第 1 条 この基準は、工事請負契約約款第 9 条第 3 項の規定に基づき、現場代理人の常駐義務の一部を緩和する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（緩和措置の内容）

第 2 条 現場代理人の常駐義務の緩和措置の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 現場代理人の常駐を要しない期間
- (2) 現場代理人の兼任を可能とする工事

（現場代理人の常駐を要しない期間）

第 3 条 つぎのいずれかに該当する期間は、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、携帯電話等により常時発注者と連絡が取れる体制が整っている場合に限る。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約約款第 19 条第 1 項または第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

（現場代理人の兼任を可能とする工事）

第 4 条 受注した工事について、つぎの各号の全てに該当する場合は、受注者は、合計で 2 件の工事まで現場代理人を兼任させることができる。

- (1) 練馬区（以下「区」という。）が発注した工事であること。
- (2) 単価契約の工事または契約金額 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）未満の工事であること
- (3) 工事現場が同一の区市町村内であること。
- (4) 発注者と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (5) 発注者が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (6) 区以外が発注する工事の現場代理人と兼任しないこと

2 前項に規定する場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、受注者は、現場代理人を兼任させることができる。

- (1) 専任を必要とする主任技術者の兼任が認められた工事。ただし、監理技術者には適用しない。
- (2) 同一または別々の発注者が発注する、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結さ

れる場合に限る。)について、これら複数の工事を1件の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することが認められた場合
(現場代理人の兼任ができない工事)

第5条 前条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、兼任をすることができない。

- (1) 既に従事している工事において、現場代理人の常駐を求められているとき。
- (2) 兼任をすることが不相当である旨発注者が認めるとき。

(現場代理人の兼任手続)

第6条 受注者は、現場代理人の兼任を希望する場合は、契約決定後、現場代理人兼任申請書(様式1)および兼任する全ての工事の工程表等の資料を、それぞれの工事主管課に1部ずつ提出しなければならない。

(兼任する工事の契約変更時の取扱い)

第7条 受注者は、現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、「4 現場代理人の兼任を可能とする工事(2)」の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人を兼任させることができる。

(現場代理人兼任の取消し)

第8条 発注者は、兼任に係る工事について、受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じるおそれがあると認める場合、または虚偽の記載があった場合には、当該兼任を取り消すことができる。

2 兼任取消し後、他の者を現場代理人に配置することができない等の理由により、直ちに是正がなされない場合は、区長は、当該契約の解除、指名停止および工事成績評定への反映等必要な措置を講ずるものとする。

(現場代理人の責務)

第9条 現場代理人は、兼任する場合において、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、発注者と常に連絡が取れる体制を確保しなければならない。

付 則

この基準は、平成27年9月1日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。

現場代理人兼任申請書

練馬区長 殿

請負人 所在地
名 称
代 表 印

現場担当者 / 連絡先

つぎの工事について、現場代理人の兼任を希望いたしますので、申請します。
なお、兼任に当たっては、安全管理および工程管理に万全を期し、施工することを誓約いたします。

1 現場代理人氏名 _____

2 上記現場代理人が従事中の工事

1 工事件名	
2 工事現場	
3 契約金額	
4 工期	年 月 日から 年 月 日まで
5 工事主管課・監督員	

3 兼任を希望する工事

1 工事件名	
2 工事現場	
3 契約金額	
4 工期	年 月 日から 年 月 日まで
5 工事主管課・監督員	

*兼任申請書、各工事の契約書の写し、工程表および緊急連絡体制表を併せて、各工事監督員に提出すること。

練馬区が発注する工事における建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用に係る運用基準
(案)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、練馬区(以下「区」という。)が発注する建設工事において、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 2 項を適用する場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(適用する工事の要件)

第 2 条 契約金額が 2,500 万円(建築一式工事である場合は 5,000 万円)以上の建設工事の現場に配置される専任の主任技術者(以下「専任技術者」という。)は、他の建設工事(土木工事、建築工事等を含む。以下同じ。)の現場に配置される専任技術者を兼任することができるものとする。兼任できる専任技術者は、公共工事に限らず、民間発注者による建設工事に配置される専任技術者も対象とすることができる。

2 前項により専任技術者が他の建設工事の現場に配置される専任技術者を兼任することができる建設工事は、つぎに掲げる場合とする。

(1) 当該建設工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる建設工事または施工に当たり相互に調整を要する建設工事である場合

(2) 兼任する他の建設工事の現場との距離が 5 キロメートル程度である場合

3 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、専任技術者が他の建設工事の現場に配置される専任技術者を兼任することができない。

(1) 発注する建設工事が高度な技術を要する工事または施工上相当の困難を伴う建設工事であり、かつ当該建設工事の案件の公表時に、その旨を明示している建設工事である場合

(2) 兼任を認めることで適正な施工が困難になると、発注者が認める建設工事である場合

4 同一の専任技術者が兼任することができる工事の数は、2 件までとする。

5 区および区以外(以下「他発注機関」という。)が発注する建設工事との間で、同一の専任技術者に兼任させる場合には、区および他発注機関が相互に認めた場合に限り兼任することができるものとする。

6 第 1 項の規定にかかわらず、監理技術者が他の建設工事の現場に配置される専任技術者を兼任することはできない。

(専任技術者の兼任手続)

第 3 条 区が発注する工事において、専任技術者の兼任を希望する事業者は、入札参加の

希望申請時に、電子調達システムを通じて専任技術者兼任申請書（様式 1。「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、事業者が兼任を希望できる専任技術者は、兼任を希望する建設工事の案件が公表された時点において、既に履行中の他の工事に従事している技術者に限る。
- 3 区が発注する工事において、専任技術者の兼任を希望する事業者は、兼任を希望する 2 つの工事を主管する部署に確認を受け、申請書に押印を受けなければならない。
- 4 区が発注する工事において、専任技術者の兼任を希望する事業者は、前項により押印を受けた申請書を、開札日前日（土、日祝日を除く。）の午後 4 時まで、契約担当課まで持参または郵送（必着）により提出しなければならない。
- 5 工事を主管する部署の押印を受けることができず、新たな技術者を配置する場合は、契約の決定後に技術者変更届を提出しなければならない。
- 6 区が発注する工事に配置している専任技術者が、区および他発注機関が発注する他の工事の主任技術者として兼任する場合は、他の工事の入札参加申請の前に、現在従事している工事の工事を主管する部署に、申請書を提出しなければならない。

付 則

この基準は、平成 27 年 9 月 1 日から施行し、同日以降に区が発注する建設工事から適用する。

【参考】

建設業法施行令第 27 条第 2 項

密接な関係のある 2 以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

(補足説明)

1 当該建設工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる建設工事または施工に当たり相互に調整を要する建設工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。

例：舗装（仮復旧を除く。） 水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土）など

2 施工に当たり相互に調整を要する工事とは、つぎの工事とする。

- (1) 工事用道路（施設の出入口等も含む）を共有しており、工程調整が必要な工事
- (2) 現場発生土等を流用し調整が必要な工事
- (3) 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
- (4) 同一の河川または同一の敷地施設の工事（公園、住宅、浄水場、水再生センターなど）
- (5) 資材の調達を一括で行う工事

主任技術者兼任申請書

年 月 日

練馬区長 殿

請負人 所在地
 名称
 代表

印

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼任したいので申請します。
 なお、兼任に当たっては、安全管理および工程管理に万全を期し、施工することを誓約いたします。

記

主任技術者 氏名 監理技術者として配置する場合には、兼任はできません。		
希望 申込み 案件	工事件名	
	施工場所	
	予定価格(税込)	
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	現場代理人予定者	
既 に 履 行 中 の 工 事	工事主管部署	
	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 どちらかに をつける。
	工事件名	
	施工場所	
	契約金額(税込)	
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	現場代理人	
	工事主管部署	
	担当者および連絡先	
注意 事項	「建設工事における主任技術者の専任に係る取扱いについて」をよく読んだ上で、申請してください。 申請書は、2部作成し、工事主管部署の確認印を受けた後、開札日の前日(土、日、祝日を除く。)の午後4時までに契約担当課に提出してください。期日までに提出がない場合は、兼任は認められません。	
希望申込み案件の 工事主管部署 確認印	既に履行中の工事の 工事主管部署 確認印	【工事主管部署チェック項目】 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工に当たり相互に調整を要する工事であるか(裏面参照)? 工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所であるか? 発注する工事が高度な技術を要する工事または施工上相当の困難を伴う工事、案件公表時にその旨を明示している工事ではないか? 発注者が適正な施工が困難であると判断する工事ではないか? 既に履行中の工事は、監理技術者として配置していないか? 兼任を希望する工事は、監理技術者として配置する予定はないか?

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
または施工に当たり相互に調整を要する工事」について

1 工事の対象となる工作物に一体性および連続性が認められる工事とは、工事に含まれる
主な工作物が同種類のものとする。

例：舗装（仮復旧を除く）、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土

2 施工に当たり相互に調整を要する工事とは、

- (1) 工事用道路（施設の出入口等も含む。）を共有しており、工程調整が必要な工事
- (2) 現場発生土等を流用し調整が必要な工事
- (3) 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
- (4) 同一の河川または同一の敷地施設の工事（公園、住宅、浄水場、水再生センターなど）
- (5) 資材の調達を一括で行う工事